

子育て支援医療費還元事業

町では、平取町金券事業による、子育て世代の方々を応援する「子育て支援医療費還元事業」を行っています。

この事業は、子どもが病院などで治療した際にかかる医療費の自己負担分を、町内取扱店での買い物に利用できる「平取町金券」で還元することにより、子育て世代の方々を応援する取り組みです。

事業の概要

◆対象者

平取町に住所のある、0歳から15歳（中学3年生まで）のお子さんがいる保護者を対象とします。ただし、院内学級・養護学校へ入学している場合、お子さんの住民登録がなくても対象となります。

※ 転出や年齢到達により資格を喪失した場合、ポイントの有効期限は喪失日より1年間です。



◆支援の内容

○お子さんが病院などにかかった際に支払った金額のうち、国民健康保険や社会保険などの対象となっている医療費で自己負担があった場合に対象となります（入院のベット代、食事代、補装具や柔整などの療養費は対象外です。また、学校の管理下における児童生徒の負傷等について、共済給付金が給付されている場合も対象外です）。

○病院などで発行された領収書を添えて、還元ポイント登録の申請をします。対象となる自己負担額に応じてポイントを登録します（1円につき1ポイント）。ただし、子ども1人につき1診療月（1か月）80,000ポイントを上限とします。

※ 受診月の翌月から2年を過ぎた領収書については対象外です。

○乳幼児等医療費、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、高額療養費等の医療費助成を受けている方については、これらの助成額を控除した金額が対象になります。この場合、これらの医療費助成の金額が確定してからポイント加算となる場合がありますので、ご了承ください。

○月末までに累積したポイント対象額を、翌月中旬に保護者へ通知します。

○貯まったポイントは1,000ポイント毎に、1,000円相当の「平取町金券」に交換できます。（ポイント通知書、身分証明書、印鑑を持参し、役場本庁舎（出納室）、振内・貫気別支所にて手続き願います。）

※ ふれあいセンターで金券の発行はできません。

◆申請に必要なもの

○領収書（原本）～受診日、受診者氏名、保険内診療が記載されているもの

○保険の資格情報がわかるもの～対象者本人の資格確認書、
資格情報のお知らせ等

※領収書は必ず原本を提出してください。医療機関領収書印の無いものは受付できません。また、ポイント申請に使用した領収書はお返しできません。

◆申請手続き場所

ふれあいセンター（町民課）・振内支所・貫気別支所

◆「子育て支援医療費還元事業」に関する問い合わせ

町民課 保険医療係 TEL 4-6113

